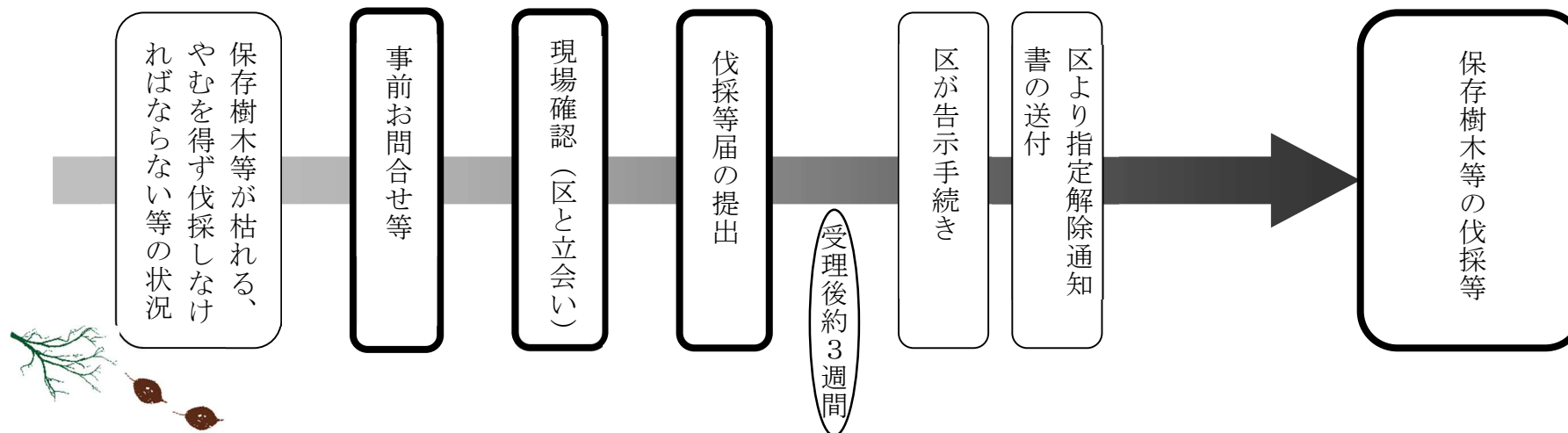


■保存樹木・樹林地 伐採等の事情が生じた場合の手続きの流れ■

令和5年9月

太枠は保存樹木等の所有者に行ってください。



※1 告示日以降は、保険等の区の支援の対象外となります。

※2 倒木の恐れがある等の急を要する場合は先行して実施し、区にご連絡ください。

■伐採届提出時に必要な書類■

1. 保存樹木・保存樹林地伐採等届
(世田谷区みどりの基本条例 施行規則 第4号様式)
2. 位置図及びその周囲の状況を明らかにする図面等

■お問合せ先

世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課

電話 03-6432-7904

FAX 03-6432-7989